

写

平成 2 3 年 1 0 月 3 日

各 部 局 長 等 様

流山市長 井崎 義治

平成 2 4 年度予算編成について（示達）

このことについて、別紙「平成 2 4 年度予算編成方針」に従い、予算を調製するよう示達する。

平成24年度予算編成方針

1 はじめに

現在の我が国の経済情勢は、一昨年秋に発生した世界同時不況以降、長らく停滞状況にあります。内閣府が発表した9月の月例経済報告では、「我が国の景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直している。」とはしているが、米国債の格下げに端を発した、8月以降の急激な円高の進行による輸出産業や、中小企業の業績悪化、さらには、昨年11月にギリシャ政府が前政権による経済統計粉飾を公表したことを契機とする、ギリシャ国債のデフォルト懸念により、同国債を多数保有する欧州金融機関の巨額の損失問題が顕在化しており、EU全体で金融システム不安に進展し、リーマンショック以上の世界的な景気低迷を招くことが懸念されている。

また、国内においても企業収益の悪化などによる失業率は依然高水準であり、海外景気の下振れ懸念や、円高等の為替レート、株価変動などにより景気を下押しするリスクは強まる一方で、デフレの影響や更なる雇用情勢の悪化など引き続き深刻な状況にある。

こうした中、政府は平成23年度第3次補正予算により、震災からの早期復興と景気回復を図っていく方針であるが、復旧・復興対策の事業規模は、国・地方合わせて5年間で少なくとも約19兆円、10年間で少なくとも約23兆円に上ると見込まれ、地方財政にも相当程度の負荷がかかることが見込まれる。

千葉県の平成24年度予算編成において、歳入では県税収入の大幅な減少が見込まれる一方、歳出では東日本大震災からの復旧・復興の財政需要に加え、社会保障費等の義務的経費の大幅な増加が見込まれ、大変厳しい財政運営になるとされている。

また、都道府県を対象に平成23年度から実施された「一括交付金」については、国から平成24年度の方針が示されていないため、地方負担の増大等、今後の動向には十分注意する必要がある。

以上のように、本市を取り巻く環境は依然として著しく不透明であるため、各部局においては、本市に影響がある国・県の政策の動向には、十分に注視し、情報収集に努めるとともに、市民生活への

影響を想定し、編成されるようお願いする。

2 本市の財政状況

本市では、「流山市総合計画」を市政運営の基本的指針とし、つくばエクスプレス関連事業や少子高齢化対策、安心安全対策、健康都市関連事業などを重点施策として行財政サービスの拡充に努め、またマーケティング活動等による住民誘致や企業誘致により、人口も増加傾向を示しているが、長引く景気低迷の影響を受け、平成22年度決算では個人市民税が前年度と比較し、4.8%落ち込み、市税全体としても0.8%落ち込んでいる。

更に、東日本大震災や原発事故の影響もあり、歳入の落ち込みが予想され、大変厳しい状況となっている。

平成24年度の歳入全体見込額は、平成23年度当初予算の歳入総額と比較すると一般財源ベースで18億円の財源不足となっている。

このような中、市民生活を守るために、真に必要な事業の選択と徹底した行財政改革の視点から歳出削減を行うより他に方法は無い状況になっている。

3 予算編成の基本方針

前述のように、本市を取り巻く状況がかつてなく厳しい中、平成24年度の予算編成を行わなければならない。

しかし、市民サービスの向上や、市民福祉の向上、市民の安心・安全を守るためにも、後期基本計画に位置付けられた事業をはじめ、市長3期目のマニフェストに掲げる諸事業の他、東日本大震災に伴う放射能対策への対応も行わなければならない。

そのためには、「行財政経営戦略プラン」に基づき、各部局長は限られた行政資源の有効活用を図り、適切なマネジメントの下、全職員が本市の行う事業について、無駄を無くし、緊急性や必要性を再確認し、費用対効果を常に意識して予算編成に取り組まなければならない。

また、市民の命と生活を守り、質の向上に向けた施策を行えるよう、国の交付金や県の補助金等の新たな財源確保策を確立することも重要である。

そこで、この厳しい難局を乗り越えるため、各部局長は、部の最高

責任者として、平成24年度予算編成に臨むものとする。また、その基本的な考え方を次のとおり定め、予算編成の指針とする。

(1) 自治基本条例の理念に沿った予算編成

「流山市自治基本条例」で定めた「基本理念」や「目指すまちの姿」を十分に念頭におき、職員は市民自治がさらに確立されるよう真に市民目線に立った予算とする。さらに、議会において出された質疑、意見・要望のうち、説明責任を果たすことが求められた内容に応える予算とする。

(2) 後期基本計画の推進

後期基本計画が目指す『都心から一番近い森のまち』であり続けるため、5つの「まちづくりの基本方針」を念頭に置き、それを具体化するためのリーディング事業を積極的に行うこと。

(3) コスト意識をもった予算編成

コスト意識を持ち、先例にとらわれることなく、積極的に事業の見直しを進めること。

- ・ 必要性：行政が担う必然性が本当にあるか
- ・ 効率性：投入される全ての財源に見合う成果が見込めるか
- ・ 有効性：期待する効果を最大限発揮できる手法か
- ・ 優先性：上記観点を踏まえた上で、平成24年度に実施することについて、さらに他の事業よりも優先度が高いか

(4) 予算要求の基準

ア 政策的経費（政策的事業）

概算要望に計上した事業のみ予算要求できるものとし、市長、副市長からの報告結果に基づき、総合政策部から別途通知する部毎の一般財源ベースの範囲内とする。**その他の予算要求は一切認めないものとする。**

なお、放射能対策事業は別枠とする。

イ 経常的経費（経常的事業）

各部署の平成23年度当初予算額及び補正予算額から10%を削減した額とする。

削減基準額については、別途通知する。

(5) 事業の見直し

後期基本計画上期実施計画において平成24年度に位置付けられた事業を、より効率的・効果的なものとするため、予算要求に当たっては、再度、事業の精査（廃止、見直し、再構築等）に努めること。

なお、長期継続契約についても、途中契約変更した場合の違約金を支払い後の金額が、引き下げられるかどうか検討を行うこと。

(6) 的確な見積り、十分な精査

当初予算は、通年予算として編成するもので、出来る限り年間の所要額を的確に見積り、年度途中における補正、流用の必要がないように要求することとし、要求額の算定に当たっては、執行（見込）額や事務量の増減につながる要因を考慮に入れ、多額の不用額や、不足額を生じることがないように注意すること。

また、事業費の見積りにあたっては、単に、経費の一律削減等による事業費の圧縮ではなく、事業の目的に合わせて、市民満足度に配慮しつつ、既存事業の仕様等を根本から見直し、事業の廃止、縮小、統合等を積極的に進めること。

さらに、電気・ガス・水道等の光熱水費については、指定管理者も含め各部署において積極的に対策を工夫し、節減に努めること。

なお、見積りの条件、実施方法の妥当性などについても、十分に精査することとし、業者からの見積書については、必ず市外1社を含め3社以上から徴すると共に、同種の事業を行っている他市の事業費を参考にする等、見積り精度を引き上げること。

(7) 各種補助金の見直し

各種補助金については、時代の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の補助金ごとに十分な精査と検証を行い、徹底した見直しを行

うこと。

特に、既存の市単独補助金については、平成24年度予算においては、真に必要な補助金のみを計上すること。

なお、新規の補助金及び増額する補助金については、原則として認めないこととするが、やむを得ず予算要求が必要な場合は、同時に補助金等審議会に諮り、審議の結果認められたものとする。

(8) 各種負担金の見直し

各種協定書や覚書、法令等、負担の根拠等について洗い直し、特に、県事業への負担金については、徹底的に精査すること。

さらに、個人の資格で加入している「〇〇士会」会費等については、公費での負担は民間とのバランスを著しく欠く事から、一切認めない。

なお、負担金を予算要求する際には、予算見積書に必ず支払先団体の収支決算書等を添付すること。

(9) 実施可能な計画、繰越の防止

会計年度独立の原則を堅持し、適正な事業の実施が可能となるよう計画を立て要求することとし、安易に繰越しをすることのないように注意すること。

(10) 財源の確保

市税、保険料、使用料、保育料等の徴収率の向上策を検討し、各種自主財源を確保することはもちろんのこと、特定財源の確保についても、職員一人ひとりが、アンテナを高くして情報を収集するほか、様々な方法で検討、模索して、財源の確保に全力で取り組むこと。

国・県の補助事業については、一括交付金など、予算編成の動向に留意し、補助対象となるものは漏れのないように要望すること。

また、補助事業であることを理由に、安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しとなることのないように十分留意すること。

(1 1) 特別会計、企業会計

特別会計、企業会計においても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率、及び新公会計制度による財務4表における、連結決算の考えを念頭に、前述の事項を踏まえ編成するとともに、事業内容を十分に精査し、健全な経営の確保と事業の計画的・効率的な運営に努めること。

(1 2) その他、予算編成上の留意事項は、別記を参照すること。

〔別記〕

予 算 編 成 上 の 留 意 事 項

1 一般会計に関する事項

(1) 一般的事項

ア 平成24年度の予算編成に当たっては、国・県の動向及び制度等を的確に把握し、原則として現行の行財政制度に基づいた通年型予算を編成するものとする。

したがって、年度途中における歳出予算の増額補正は、制度改正等や国庫補助等の財源が伴うものなど、特殊な事情があるもの以外は行わない方針なので、当初予算に計上漏れのないよう注意すること。

なお、歳入予算についても、適正に見積りのうえ計上すること。

イ 平成24年度予算編成において、深刻化する地球温暖化等の環境対策、さらには節電（省エネ）対策として、環境マネジメントシステム（エコアクション21）及び地球温暖化対策実行計画に基づく取組みを推進するとともに、特に、グリーン購入の推進については、既存経費の内容についても再点検し、予算要求段階から配慮すること。

ウ 平成24年度予算における事業単位については、平成23年度を基準とした事業単位で行う。したがって経常事業、政策事業の区分、事業番号の変更は原則行わないこととする。事業単位の集約又は分割についても同様とする。

エ 予算見積に当たっては、仕様書の精査・統廃合等の見直しを行い、業者からの見積徴取は、市外1社を含めた計3社以上からとする共に、同種の事業を行っている他市の事業費を参考に**する等**、見積もりの精度を引き上げること。見積書は予算査定時に提示するものとし、仕様の見直し検討内容について説明すること。守らない場合は予算要求を認めないものとする。

オ 各種事業の予算計上は、関係法令、条例、規則及び各種計画等の内容を十分に把握するとともに、事務事業の計画的な執行に配慮すること。

特に、地方自治法第222条の規定による、条例と予算の整合性について十分に留意すること。また、例年、経常的経費でありながら、予算計上漏れが散見されるので、十分に精査して計上漏れのないようにすること。

カ 継続費、債務負担行為の設定については、財務規則第11条の規定により各見積書を提出することとなっているため、予算見積書の提出とあわせて提出すること。その際、財政担当部課長及び総務課長の合議を経て、査定時に説明すること。

平成23年度は、年度途中の債務負担行為の設定を認めていたが、原則として、当初予算に計上すること。

キ 例年、特定事業者と随意契約している案件については、平成24年度から特別な理由がない限り認めないので、競争入札制度に切り替えること。また、経過について査定時に説明すること。

なお、例外として随意契約とする案件については、契約担当課と事前協議を行うこと。

(2) 歳入に関する事項

ア 市税

市税については、地方税制度の動向等に十分留意し、課税客体的確な把握と徴収率の向上を図り、過去の実績、決算の推移等を見極めつつ、的確な収入額を見積もること。また、市税の徴収率の向上を図るための具体的方策について検討し、実施を図ること。

今後、国の方針により制度改正が行われる可能性もあるので、その動向に十分に注意すること。

イ 使用料・手数料、分担金・負担金

使用料・手数料については、市民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立って、その実態を的確に把握するとともに、社会経済情勢、他市の状況、当該事務事業に要するコストとの関係等の見直しを行い、適正な料金・料率の設定に努めること。

また、各種使用料・手数料については、近隣市の状況を調査・比較し、必要な見直しを図ること。

バナー広告をはじめとした各種宣伝物に広告料を求める工夫を行うこと。

保育料、市営住宅使用料等の徴収に係る滞納処分については、より適切に行うものとし、徴収率の向上を図ること。

特に、行政財産にあっては、その管理を厳格に行い、適正な使用料の確保に努めること。

分担金・負担金については、公平な費用負担及び徴収の確保に努め、年間収入額を見積もること。

ウ 保険料

市税と同様、各種保険料の徴収率が向上するように、具体的方策を担当課において十分検討し実施すること。

エ 国・県支出金

国庫支出金については、一括交付金に変更される可能性もあることから、国・県の施策の動向及び制度等を的確に把握し、市の施策、事業の内容・効果を十分に検討すること、さらに、補助対象事業の選択や新規開拓を積極的に行うなど、財源の確保に配慮し見積もること。

また、摘要名称は、根拠法令、前年度の名称をそのまま鵜呑みにせず1件1件確認し正規の名称とすること。

オ 財産収入

計画的かつ適正な運用及び積極的な処分により、収入の確保に努め、年間収入見込額を見積もること。

特に、普通財産の無償貸付は、受益者負担の原則に立ち、適正な貸付料の設定を図ること。

カ 市債

後年度負担を考慮し財政の硬直化を招かないようにするため、極力抑制に努めること。見積もる際には地方交付税措置など現行制度の中で厳選し、起債額の積算にあたっては情報収集等により精度の高いものとするよう努めること。なお、市債を財源とする事業においては、財政調整課と事前に協議すること。

キ その他の収入

諸収入については、前年度実績を踏まえた的確な見込額を計上し、講座等の実施に当たっては、受益者負担の原則に立ち、適正な受講料などの設定に努めること。

その他、歳入については、過去の実績等を勘案し、的確な年間

収入見込額を見積り、過大見積りは絶対に避けること。

また、講座等の受益者負担額は、忘れずに歳入に計上し、支出はその講座等に係る費用の総額を計上し、歳入額の使途を明確にすること。

(3) 歳出に関する事項

ア 人件費

人件費は、組織・機構の簡素合理化と併せ、施設の設置及び管理運営のあり方等を検討し、消防職員を除く一般職員の採用人員については、退職人数以下とする等、事務執行の効率化と人件費の抑制を図ること。

職員の健康管理と時間外勤務の削減を図ることから、時間外勤務手当は平成23年度当初予算の10%削減を行う。

イ 政策的経費

概算要望に計上した事業のみ予算要求できるものとし、市長、副市長からの報告結果に基づき、総合政策部から別途通知する部毎の一般財源ベースの範囲内とする。**その他の予算要求は一切認めないものとする。**

なお、放射能対策事業は別枠とする。

更に、国費及び県費補助採択の可能性を十分検討するとともに、国・県補助対象事業となるよう積極的に働きかけること。加えて、国及び県の新年度予算編成の動向に留意し、上位計画との整合性、必要性・緊急性及び事業効果等を十分に検討し、事業を厳選のうえ、所要額を見積ること。

ウ 経常的経費

経常的事業に係る経費については、各部局の平成23年度当初予算額及び9月補正(第3号)予算額の事業費から10%を削減した額(削減基準額)とする。

各部局長は、10%の削減を達成できるよう十分に部内の調整を図ること。

なお、削減基準額については、別途財政調整課から通知する。

エ 物件費

全体的に臨時職員数が増加しているので、平成24年度予算編成においてはゼロベースでの見直しを行い、配置人数を必要最

小限とすること。また、複数の課を掛持つての採用など、臨時職員賃金の抑制策を部ごとに検討し、平成23年度当初予算比（処遇改善後）で10%の削減を行うこと。（総務部でヒアリングを行うこととする。）

業務委託料について、指針、計画づくり等は職員で行うこととし、調査等の専門的な業務委託、清掃や保守、管理、整備等の業務委託、予防接種・検診業務委託をはじめ、全ての業務委託料について見直しを行い、全体の10%の削減を行うこと。

地球温暖化対策に配慮し、既存施設、施設の維持管理等において、電気、上水道、燃料等の使用量の圧縮を通じ、地球温暖化対策に寄与し、中長期的に市の行財政にもプラスをもたらすことに配慮した予算計上を行うこと。また、流山市グリーン購入基本方針に沿った物品の購入等に配慮した予算要求とすること。

オ 扶助費

扶助費については、制度ごとに国・県の基準額の動向及び対象実人員等を的確に掌握するとともに、前年度実績等を踏まえ計上すること。なお、市単独事業で扶助費的性格のものは、個々の所得に応じて支給制限を設けるなど、真に必要としている者に絞り込むほか、当該扶助の目的が達成されているものについては廃止するなど、既得権にとらわれることなく積極的に見直しを図ること。

カ 負担金・補助金

補助金については、補助金等審議会からの答申及びヒアリングの内容等を十分に斟酌し、引き続き適正な制度設計に努めること。

負担金については、使途の適切性や繰越の状況等、支払先の各団体の収支決算書等を精査することにより、支出の根拠、効果等を検証したうえで計上すること。なお、予算要求にあたっては、支払先団体の収支決算書等を必ず添付すること。

キ 繰出金

各特別会計への繰出しに当たっては、特別会計の事業内容を十分に精査し、必要最小限の計上とすること。

ク 継続費の設定

2か年以上にわたる事業について設定すること。また無理な工

期等により繰越事業とならないよう継続費を活用すること。

ケ 債務負担行為

債務負担行為は、後年度の財政を圧迫することとなるので、安易な計上は厳に慎むこと。

2 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計についても、一般会計に準じて予算を編成するものとし、収支の均衡を図り独立採算性を原則とし、適宜、適切な料金（料率）等への見直しと経営の合理化を図り、健全な経営の確保と事業の計画的・効率的な運営に努め、安易に財源不足を一般会計に依存しないよう留意すること。

また、予算編成に当たっては、国、県の制度の改正に留意し、的確な予算対応を図ること。

このため、組織全体で各特別会計及び企業会計を運営することが肝要であることを認識し、決して担当者のみの判断で要求せず、所属長の指示の下に、的確な内容で要求すること。

さらに、特別会計、企業会計においても地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び新公会計制度による財務4表の作成を念頭に、編成すること。

3 その他の事項

(1) 市民要望及び議会からの指摘・要望あるいは約束事項については、内容を十分検討し、反映するよう努力すること。

(2) 事務事業の執行に当たっては、経費の節減に努めるとともに、最少の経費で最大の行政効果が得られるよう、より一層の適正な予算計上に心掛けること。

(3) 予算見積書の提出に当たっては、計上漏れがないよう、所属長は細部にわたって精査すること。安易に前年度の見積書のみを参考に見積らないこと。

(4) 事業目的、内容若しくは所管部署の関係から、予算科目が適当でないと判断される場合には、予算要求書を作成する前に財政調整課と協議すること。

(5) 事業の適正化を図るため、各担当課の所管する事務に係る

最新の法令及びその逐条解説書を整えるための予算措置を行うこと。

- (6) 平成24年度予算編成に当たっては、以上の事項に留意するほか、別記の「予算編成基準」を参照するとともに、財政調整課からの指示等により見積書を作成すること。
- (7) なお今回示達する内容については、現時点のものであり、今後、国の動向等により変更する場合がある。